

日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（平成 23 年度）

I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、平成 23 年 4 月に「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）が施行されたことに伴い、同年 4 月以降、公文書管理法および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」としての指定を受けて活動している。¹

平成 23 年度は、新たな枠組み²の下で利用者への対応を行うとともに、歴史的公文の収集、保存に関する業務を行った。利用についての主な変化点は、歴史的公文の利用決定等の期限が定められたこと、写しの交付による利用が新たに定められたこと等である。³

II 主な活動実績

1. 歴史的公文の受入・保存の状況

(1) 受入

平成 23 年度は、日本銀行内の各部署から 2,155 件の歴史的公文を受入れた。この結果、平成 23 年度末時点における目録記載冊数は 74,486 冊となった。

¹ 日本銀行金融研究所アーカイブの沿革と概要については、ホームページ（<http://www.imes.boj.or.jp/archives/index.html>）参照。

² 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいて運営している。

³ 歴史的公文の利用の方法については、ホームページ（<http://www.imes.boj.or.jp/archives/index.html>）参照。

(2)保存に関する取り組み

①保存対策

日本銀行金融研究所アーカイブが所有しているマイクロフィルムおよびCOM⁴の劣化状況調査を実施し、劣化がかなり進行している一部のマイクロフィルムについて複製を作製した。

また、特殊な紙資料（インク焼け、こんにやく版、青焼き等）の修復方法の調査・検討を実施した。

②調湿キャビネットの増設

マイクロフィルム等を収容するための専用調湿キャビネットを増設した。

2. 歴史的公文の利用状況

(1)利用請求および利用決定等

一般からの利用請求が112件なされ、104件について利用決定等を行った。

利用決定等の内訳をみると88件が全部利用決定、16件が一部利用決定であった（利用不可としたものは0件）。なお、一部利用決定における利用制限の事由は、個人に関する情報⁵、法人等その他に関する情報⁶に該当すると判断したことによるものであった。

また、利用決定等の期間（原則30日以内）については、延長をしなかったものが96件、30日以内の延長手続きを適用したものが8件となった（特例延長手続きを適用したものは0件）。

⁴COM（Computer Output Microfilm）は、コンピュータのデータを可視文字などに変換して、直接マイクロフィルムに記録したもの。日本銀行金融研究所アーカイブでは、シート状のフィルムの中に多数のマイクロ画像を記録したCOMマイクロフィッシュ（マイクロフィルムの一形態）を保存している。

⁵ 公文書管理法第16条第1項第2号イ。

⁶ 公文書管理法第16条第1項第2号ロ。

利用請求および利用決定等の状況（平成 23 年度中）

(件)

| | |
|---------------------|-----|
| 利用請求 | 112 |
| 利用決定等 | 104 |
| 全部利用決定 | 88 |
| 一部利用決定 | 16 |
| 利用不可 | 0 |
| 延長をしなかったもの | 96 |
| 30 日以内の延長手続きを適用したもの | 8 |
| 特例延長手続きを適用したもの | 0 |
| 取下げ | 0 |
| 処理中（年度末時点） | 8 |

(2)利用状況

利用請求に基づく利用件数については、利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが 68 件、新たな枠組みの下で定められた写しの交付による利用が 71 件となった⁷。

また、日本銀行内における業務利用⁸の件数は 853 件となった。

利用の状況（平成 23 年度中）

(件)

| | |
|-------|-----|
| 一般の利用 | 104 |
| 閲覧 | 68 |
| 写しの交付 | 71 |
| 業務利用 | 853 |

⁷ 利用請求 1 件に対し「閲覧」と「写しの交付」の両方が行われた場合は、利用件数 1 件、「閲覧」1 件、「写しの交付」1 件とカウントするため、「閲覧」と「写しの交付」の合計件数は利用件数とは一致しない。

⁸ 日本銀行金融研究所アーカイブでは、移管元が日本銀行内の各部署であることから、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第 24 条における「移管元行政機関等による利用」に相当するものと整理している。

3. 広報活動その他

(1)アーカイブ資料を用いた展示

以下の展示会においてアーカイブ所蔵資料を提供した。

① 情報サービス局

情報サービス局の広報イベント「にちぎん体験 2011」（平成 23 年 10 月 30 日～平成 23 年 11 月 4 日開催）。

② 貨幣博物館

金融研究所貨幣博物館のテーマ展「明治期の日本銀行支店建築―建築家 辰野金吾・長野宇平治―」（平成 23 年 11 月 10 日～平成 24 年 1 月 15 日開催）。

③ 旧小樽支店金融資料館

旧小樽支店金融資料館の特別展「日本銀行支店建築と建築家 辰野金吾・長野宇平治」（平成 23 年 12 月 21 日～平成 24 年 3 月 18 日開催）。

(2)アーカイブ諮問委員会の開催

平成 24 年 3 月 15 日にアーカイブ諮問委員会⁹を開催した。平成 23 年度活動実績、公文書管理法の下での新たな事務の遂行状況等に関して報告し、意見を伺った。

⁹ アーカイブ諮問委員会は、金融研究所アーカイブについて、その活動の進め方、関係学界との交流等、その運営に関する重要事項について金融研究所長の諮問に応じることを目的に平成 17 年 10 月に設置された。平成 24 年 3 月末現在の諮問委員は以下のとおり。

秋山幹男 弁護士

石井寛治 東京大学名誉教授

稲葉政満 東京芸術大学教授

宇賀克也 東京大学教授 (五十音順)